

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>前文</p> <p>わたしたちは、豊かな流れの石狩川と原始の姿を今にとどめる森に囲まれたまち江別市に集いました。</p> <p>江別市は、屯田兵らによって開拓され、恵まれた自然を生かした農業やれんが産業、川を利用した物資流通の拠点として栄えてきました。今日ではやきものの街としても知られ、また、道央圏において有数の文教都市として発展を遂げています。</p> <p>わたしたちは、先人が切り拓き守ってきた自然と、たゆまぬ努力と英知によって興し育ててきた産業や伝統、培われた文化を受け継ぎ、未来の世代へ引き継いでいかなければなりません。</p> <p>わたしたちは、江別市民憲章に掲げられた理念に沿って、命をはぐくむ水と緑の大いなる自然と都市が調和しているこのまちの魅力を生かして、教養ある文化のまちを目指し、お互いを尊重し、支え合う地域社会を大切にする、人中心のまちづくりを進めていきます。</p> <p>ここにわたしたちは、江別市の市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、市民及び市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民自治の意識の高揚を図りながら、かけがえのない愛する郷土、個性あふれるまちを創るため、江別市の最高規範として、この条例を制定します。</p>			

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 市 議会及び市長等をいう。 (4) まちづくり 暮らしやすく、魅力あるまちを実現するためのすべての公共的な活動をいう。 (5) 協働 市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。</p> <p>(市民自治の基本理念) 第3条 市民一人ひとりが自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念とする。</p>			

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(市民自治の基本原則)</p> <p>第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 市民参加・協働の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。</p> <p>(3) 信託と責任の原則 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。</p> <p>(この条例の位置付け)</p> <p>第5条 この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない。</p>			

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第2章 市民</p> <p>(市民の権利) 第6条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。 2 市民は、市政に参加する権利を有する。 3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。</p> <p>(市民の責務) 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性及び自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。 3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>第1項⇒第6章を参照 第2項⇒第7章を参照 第3項⇒第8章を参照</p> <p>・まちづくりアンケート等各種調査への回答 ・パブリックコメントへの意見提出 (H26年度 案件9件 34人 135件 H27年度 案件9件 26人 106件)</p> <p>・出前講座の利用による情報の取得 (H26年度 85回 1,527人 H27年度 91回 3,639人)</p> <p>・防災訓練や避難所運営訓練等への参加 H27年度 12,903人</p>	<p>第7条市民にも責務があるということを認識させていくことが必要。</p> <p>第7条この検討委員会で市民の取り組みについて評価するのはおこがましい気がする。</p> <p>第7条市は、市民にその責務を理解してもらったうえでまちづくりに参加してもらおうよう取り組むべきである。</p> <p>第7条第2項については、パブリックコメントへの意見提出件数等ではなく、責任を持って、積極的に行動しているか等の内容が重要であると思う。</p> <p>第7条市民にとって、責務を積極的に果たす意欲はあるが、何か障害があってなかなかできないのであれば、市として阻害要因を取り除く努力をしなければならぬと思う。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(事業者の責務)</p> <p>第8条 事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする</p> <p>第3章 議会及び議員</p> <p>(議会の役割と責務)</p> <p>第9条 議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。</p> <p>2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第10条 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。</p> <p>4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・江別市におけるマイバック等持参促進及びレジ袋削減に関する協定を6社及び市民活動団体と締結(H20) ・民間企業等と災害時協力協定を締結(H27年度末 45団体) ●(株)ノーザンフロンティアと「環境学習等に関する協定書」を締結(H24年度) <ul style="list-style-type: none"> ・年4回、市議会だよりを発行(S60～) ・議会ホームページの開設(H15～) ・委員会傍聴者に対する資料の提供(閲覧用)(H24～) ●議会基本条例の制定(H25) ●委員会における請願者の陳述機会の確保(H25～) ●本会議のインターネット中継の実施(H26～) ●議会報告会の開催(H26～) <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問における一問一答方式の実施(H24～) ●委員会における自由討議の実施(H25～) ●議案に対する賛否の公開(H26～) 		

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第4章 市長及び職員</p> <p>(市長の役割と責務)</p> <p>第11条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。</p> <p>3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。</p> <p>(職員の役割と責務)</p> <p>第12条 職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自己研修の支援、職場研修、職場外研修の実施 (H27年度 延べ669人受講) ・育児休業中の職員に対し、通信講座等の研修に関する情報を提供 ●江別市職員の仕事・子育て・女性活躍推進に関する行動計画～特定事業主行動計画～の策定 (H28) ・新人職員研修の一単位として自治基本条例について説明 (H27 33名受講) ・5年目以降の職員の政策形成、政策法務基礎研修を、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上のため実施 ・新規採用内定者へ条例啓発パンフレット送付 	<p>第12条 自主的に能力の向上に努めたかという観点から、必修よりも公募の研修の参加人数に着目し、この条文を検討する方が、より適切であると思う。</p> <p>第12条 新人職員のみに対し、自治基本条例についての研修を行っているが、2年目以降の職員に対しても研修が必要ではないか。市民に条例を理解してもらうためには、職員がより理解度を高めてから説明しなければならないと思う。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第5章 行政運営</p> <p>(総合計画)</p> <p>第13条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。</p> <p>3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。</p> <p>4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第14条 市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第15条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。</p> <p>2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり市民アンケート及び行政評価による進行管理及び公表(H16～) ・第6次総合計画策定に係る各界各層との意見交換の開催(H23) ・第6次総合計画策定に係るえべつ未来市民会議(H24) ●第6次総合計画策定に係る行政審議会(H24～H25) <ul style="list-style-type: none"> ・予算編成方針の公表、予算編成に対するパブリックコメント(H21～) ・「絵で見る江別市予算案」をHPで公表(H21～) ・年1回、「財政の現状と課題」の公表(H21以前から) <ul style="list-style-type: none"> ・年2回、評価表(評価版・改革版)を公表(H16～) ・江別市行政評価外部評価委員会を設置し、市民の目線による外部評価の仕組みを導入(H22～) 	<p>第13条第1項の取り組みに、総合計画を策定したことについて、入れたほうがいい。</p> <p>第14条予算において総合計画や前年の行政評価に基づいた編成をしているということについて、第1項で記載すべきと思う。</p> <p>第15条第1項の取り組みとして、「江別市行政評価外部評価委員会を設置し、市民の目線による外部評価の仕組みを導入」を挙げているが、外部評価委員会は、第2項の「専門家等による外部評価の仕組み」の取り組み内容に該当すると思う。</p> <p>第15条解説では、PDCAサイクルではなく、PDSサイクルとなっているので、変えた方がいい。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(政策法務) 第16条 市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。</p> <p>(危機管理・防災) 第17条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。 2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。</p> <p>(行政手続) 第18条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導等に関する手続きを定めるものとする。 2 行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策法務基礎研修を実施(H26年度 22人、H27年度 15人受講) ・防災訓練(H21～) ・避難所運営訓練(H23～) ・災害対応物品整備(H17～) ・災害状況をHP及び災害状況自動案内装置により市民に広報 ・冬期落雪事故予防研修会(H18～) ・緊急貯水槽での応急給水訓練実施 ・北海道下水道災害対策会議幹事会および訓練 ●避難行動要支援者名簿の作成(H26～) ●登録制メールで災害情報・避難情報等を発信(H27～) ・行政手続条例に規定(H10年施行) 	<p>第17条 取り組み内容の「避難行動要支援者避難支援制度」について、市として、自治会にやってもらうよう依頼するだけでなく、自治会がやらなければならないといった特命を出さないと広がっていかないと思う。地域には高齢者も多いことから、市から自治会に対して「避難行動支援者避難支援制度」の拡充に向け強く働きかけることができないか。</p> <p>第17条 自治会の意識を変えていくだけではなく、行政がもっとリーダーシップをとってほしい。自治会の意識を高めるような決まりごとを市が作れないのか。</p> <p>第17条 取り組み内容の「北海道下水道災害対策会議幹事会および訓練」は、以前検討した第27条「連携及び協力」にも入れた方がいい。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(外部監査) 第19条 市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。</p> <p>(公益通報) 第20条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第6章 情報共有の推進</p> <p>(情報共有) 第21条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実にも努めるものとする。</p> <p>2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。</p> <p>3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部通報及び外部通報受付窓口を設置 (H20～) (江別市職員等からの公益通報に関する要綱、江別市外部労働者からの公益通報に関する要綱) ・ 江別市公式 HP の改修・充実 (H22・H23)、携帯電話サイト運用開始 (H22～) ・ 広報えべつ の発行 (S25～、月1回) ・ 市の出前講座による情報提供 (H23～、H27・74 講座) ・ リーフレットやパンフレットの発行 ・ 市民が傍聴できる会議等を HP で公表 ・ 各種計画の進捗状況の公表 ・ 各種事業の説明会開催 ・ 定例記者発表 (H22～) ・ 市 HP フォトグラフえべつ (H21.3～) ・ 在住外国人に向けた生活情報の提供 ● SNS での情報発信 (H28.4～) ● 市民参加予定事業の公表 (H25～ 4月・10月) ● 市民参加実施状況の公表 (H28～) ● 大学版出前講座の実施 (H27～) ● 市民活動団体版出前講座の実施 (H28～) 	<p>第21条 ホームページは検索しにくく、高齢者に配慮した内容とすべき。ホームページを見られない人にも配慮した情報の提供をすべき。</p> <p>第21条 「市民の声」において、市に要望を出した市民以外にも同じような要望をもった市民がいる場合もあるため、意見内容、回答、対応について広く示したほうが良い場合もあると思う。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(情報公開) 第22条 市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。 2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(個人情報の保護) 第23条 市は、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>第7章 市民参加・協働の推進</p> <p>(市民参加の推進) 第24条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。 2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。 4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。 5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開条例に規定(H8年施行)、運用(H26年度 20件、H27年度 19件) ・公文書公開請求等の受付 ・審議会等に関する会議の公開 ・個人情報保護条例(H14年施行) ・個人情報開示請求等の受付 ・情報セキュリティ監査として外部業者に委託し、個人情報の取り扱いなどの注意啓発 ・附属機関等の設置(H27年度 市民公募委員数 31名) ・パブリックコメントの実施(H27年度 26人 106件の意見提出) ・市民説明会の開催(H27年度 4回 156人参加) ・ワークショップの開催(H27年度 8回 127人参加) ・アンケート調査の実施(H27年度 7回 6,385人回答) ●市民参加条例の制定、施行(H27～) 	<p>第23条個人情報の取扱いについては、様々な考え方があるので、まずは小さな単位で理解を求めていき、最終的に市民の安全や豊かさにつながっていけばいい。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(市民協働の推進)</p> <p>第25条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。</p> <p>3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。</p> <p>4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>第8章 住民投票</p> <p>(住民投票)</p> <p>第26条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。))をいう。)の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。</p> <p>2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動への支援 (・江別市自治会連絡協議会への補助、●自治会活動の手引き作成(H26)、●自治会活動担い手育成セミナー開催(H26～)など) ・江別市と自治会やNPO、市民活動団体または企業等との協働事業 <p>【協働事例 H26:152件、H27:152件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくり活動支援事業 <p>【実施事業件数 H26:8団体 H27:5団体】</p>	<p>第26条解説の中で、住民投票のしにくさ、分かりにくさを改善するとよい。</p> <p>第26条市民が住民投票条例の制定を、直接請求する手法もあるため、直接請求手続について、もっと分かりやすく紹介するとよい。</p> <p>第26条自治基本条例において、住民投票の規定を細かく定める必要はないと思う。</p> <p>第26条解説にもし市民の側から請求があったらどうなるのか等の説明を盛り込む必要がある。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第9章 他の自治体等との連携及び協力</p> <p>(他の自治体等との連携及び協力)</p> <p>第27条 市は、共通するまちづくりの課題を解決するため、広く他の自治体及び関係機関と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、政策を実施するため必要があるときは、北海道及び国と連携を図りながら協力するとともに、北海道及び国に対して適切な措置を講ずるよう提案するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市交流事業の開催 (H6～) ・札幌広域圏組合との連携、協力 ・大学連携事業(地域活性化と産学官連携体制の強化) ・石狩地方開発促進期成会における要望・提案書の提出 ・北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区計画を、北海道・札幌市等と連携して推進 ・市内大学、食品加工研究センターと連携した食関連産業の立地環境の整備 ・道央圏連絡道路整備促進期成会における要望活動 ・江別南空知4町医療連携協議会の開催 ・地域医療連携(オンラインによる患者医療情報の提供) ●学生地域定着自治体連携事業の実施(H27～) ●自己採取HPV検査実施に関する北海道大学・北海道対がん協会との連携協定締結(H28～) ●えべつ市民カレッジ(H26～) ●札幌市水道局との災害時相互応援、人材育成・組織力強化に関する取り組みについての連携協力 	<p>第27条主な取り組み状況の中の「大学連携事業」、「学生地域定着自治体連携事業」、「えべつ市民カレッジ」は、市内の大学との連携なので、他の自治体等との連携よりも、第25条の市民協働の推進の条文に関連すると思う。</p> <p>第27条条例上は、人だけでなく市内で事業活動を行う各種団体も広く市民と捉えていることからすると、市内大学を第27条の他の自治体等に位置付けるより、市民として位置付けるべきである。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第4回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第10章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価</p> <p>(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価) 第28条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかについて評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備するよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>第11章 条例の見直し</p> <p>(条例の見直し) 第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治基本条例検討委員会の設置 ・ 自治基本条例検討委員会において検証 		